

《大阪府医師国民健康保険組合からのお知らせ》 接骨院・整骨院の適正利用にご協力をお願いします！

大阪府医師国民健康保険組合が支払う柔道整復療養費は全国医師国保の中で1位です。

整骨院や接骨院で柔道整復師から^{(注)施術を受ける場合}、保険から療養費としてその多くが支払われます。療養費は、皆様に納めていただいた保険料等から支払われます。保険料を適正に使用するために、また医療費の適正化のためにも柔道整復師へのかかり方についてご理解とご協力をお願いします。

* 施術によって保険が適用される場合とされない場合があります。

保険が適用される場合

急性または亜急性の外傷で、
負傷原因などがはっきりしており、
内科的原因による疾患でないもの

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉離れ等）
- 脱臼・骨折

* 緊急時を除く脱臼・骨折での
接骨院・整骨院の利用には、
医師の同意が必要。

保険が適用されない場合（全額自己負担）

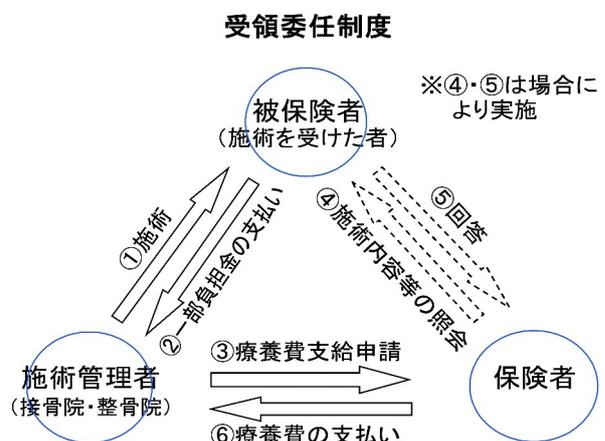
日常生活、スポーツなどにおける
筋肉疲労や慢性的な疾患

- 肩こり
- 筋肉疲労
- 神経痛
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み、
脳卒中の後遺症などの慢性疾患
- あんま（指圧及びマッサージを含む）のみの施術

- ・ 原則として、同一の負傷で同時期に整骨院（柔道整復師）と保険医療機関（医師）に重複してかかることはできません。
- ・ 法律上、柔道整復師による施術は認められています。ただし、その施術は治療と認められていません。
- ・ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診察を受けてください。

● 療養費支給申請書への署名は内容の確認をしっかりと！

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求をして、支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔整療養費は、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を整骨院（柔道整復師）に支払い、整骨院（柔道整復師）が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任払い」という制度が認められています。



この制度により保険の適用を受ける場合は、整骨院（柔道整復師）の作成する「療養費支給申請書」へ原則患者の自筆による署名が必要です。この申請書には、負傷名や施術内容・回数・負傷原因等が記載されていますので、しっかりと内容を確認してから署名してください。よく確認をせずに、療養費支給申請書へ署名することは、間違いにつながるおそれがありますので、注意してください。

● 領収書は必ずもらいましょう！

窓口支払いの領収証が無料発行されることになっています。医療費控除の対象になりますので、領収証は必ずもらい大切に保管してください。

医師国保組合から送付された医療費通知の内容とあっているかご確認をお願いします。

【参考】病院等の保険医療機関における医師がおこなう“治療”と区別するために、整骨院・接骨院では柔道整復師がおこなう“施術”という表現が用いられています。

● 受領委任の取扱いから償還払いへ変更となる場合があります！

柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更となる場合があります。

施術内容等について当組合よりお尋ねすることがあります！

事業主である組合員をはじめ、従業員である准組合員にも、施術日や施術内容等について照会させていただく場合があります。

皆様の保険料を財源として支給する療養費について、保険者としても適切に支給の審査をする必要があるため、支給審査に当たって請求内容と、実際の施術の内容とが一致しているか等をご確認させていただく場合があります。

整骨院・接骨院にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会等がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。